

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市教育委員会  
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第17号

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(能率手当)

第3条 能率手当は、教育長が特に必要があると認めるとき、支給することがある。

2 能率手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第4条及び第5条を削る。

第6条中「から前条までの規定（能率手当に関する部分を除く。）は」を「の規定は、」に改め、同条を第4条とする。

第7条を第5条とし、第8条を第6条とする。

第9条第1項中「手当（能率手当を除く。）」を「特殊現場作業手当」に改め、同条を第7条とする。

第10条中「ついて」を「関し」に改め、同条を第8条とする。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)